

山形広域環境事務組合財務規則

〔昭和49年4月
共衛規則第8号〕

改 正 平成4年3月共衛規則第9号 平成7年3月山広環規則第6号
 平成13年3月山広環規則第4号 平成17年3月山広環規則第1号
 平成25年4月山広環規則第3号 平成26年3月山広環規則第5号
 平成27年山広環規則第4号

山形広域環境事務組合の財務処理に関する事項については、山形市財務規則（昭和45年山形市規則第8号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と、「財政部長」とあるのは「事務局長」と、「各課等の長」とあるのは「管理課長及び施設課長」と、「管財課長」とあるのは「管理課長」と、「市民相談課長」とあるのは「管理課長」と、「ごみ減量推進課長」とあるのは「施設課長、総務担当参事、会計担当参事、立谷川リサイクルセンター所長、立谷川清掃工場長及び半郷清掃工場長（廃棄物の処理手数料の徴収事務及び廃棄物処理券の出納保管事務に限る。）」と、「会計課長」とあるのは「会計担当参事」と読み替えるものとする。

（平7規則6、平13規則4、平17規則1、平25規則3、平26規則5、平成27規則4・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年3月改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成 25 年 4 月改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 26 年 3 月改正）

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 4 月改正）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。